

滝根小白井風力発電事業(仮称)環境影響評価書に対する知事意見

- 1 対象事業の規模、風力発電機の設置位置及び田村市道（北ルート）の経路等の変更については、その理由や増加すると予測される環境影響についても具体的に示すこと。
- 2 「精九郎壇とブナ」については、風力発電機の設置位置の変更により、大気かく乱による局地気象の変化、水理阻害等の影響が懸念されることから、事業実施に当たっては、事前に十分な調査を行い、必要な環境保全措置を講じること。
- 3 オオニガナについては、田村市道（北ルート）の経路変更による改変の影響を代償するために移植を行うとしていることから、専門家の指導及び助言を得ながら、移植の必要性、移植方法等について十分に検討し、影響が最小限となるようにすること。